

議案第128号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和3年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

別紙 (変更調書)

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
樽 田	大 地	174の1、174の3、174の5、181の1、 182から184まで、187の2、188の1	樽 田	
	蟹 沢	194の3、195の1		
	川 原	245		
	袖 峯	246、247の1、248の1、249の1、253の1、 253の4、254の1、254の2、254の4		
	肩 田	255の1、255の2、264から267まで、268の1、 268の2、269の1、269の2、270の1、270の2		
	太 田	271の4、271の6から271の8まで、 272の1から272の3まで、274の1、274の3		
	清水脇	275から278まで、279の1、279の2、 280から282まで、283の1、283の2、284、 285、286の1、286の2、286の4、287の1、 287の3、287の4、288の1、288の3、288の6、 289、290、291の1、293の1、293の2、 294の1、294の2、295、296、297の1、 299の1、299の2		
	川原田	300の1、300の3、301、302、 303の1から303の3まで、304、 311から313まで、316、317、318の1、 319の6		
	走下り	322の1、323から326まで、327の1、328の1		
	餅田頭	399、413		
	十二沢	414から422まで、423の1から423の4まで、 423の子、424、425の1から425の3まで、 425の子		
	切 通	850の1、851の2		
	仲休場	987の4、988の1、989の4、990の1、990の2、 992の2		
	登り立	994の1から994の4まで、 995の1から995の4まで、995の6、996の2、 1010の2、1011の1、1012の1、1012の2、 1012の8、1016から1020まで、1023の2、 1025の4、1032の4		
田仲島	1180の2、1183の2			
苦 木	1192の2、1193の2、1193の3、 1194から1196まで、1197の2、1198の2、 1233、1234、1237、1243、1244の1、 1256の2、1258、1259の1から1259の3まで、 1259の甲、1260、1261、1262の甲、			

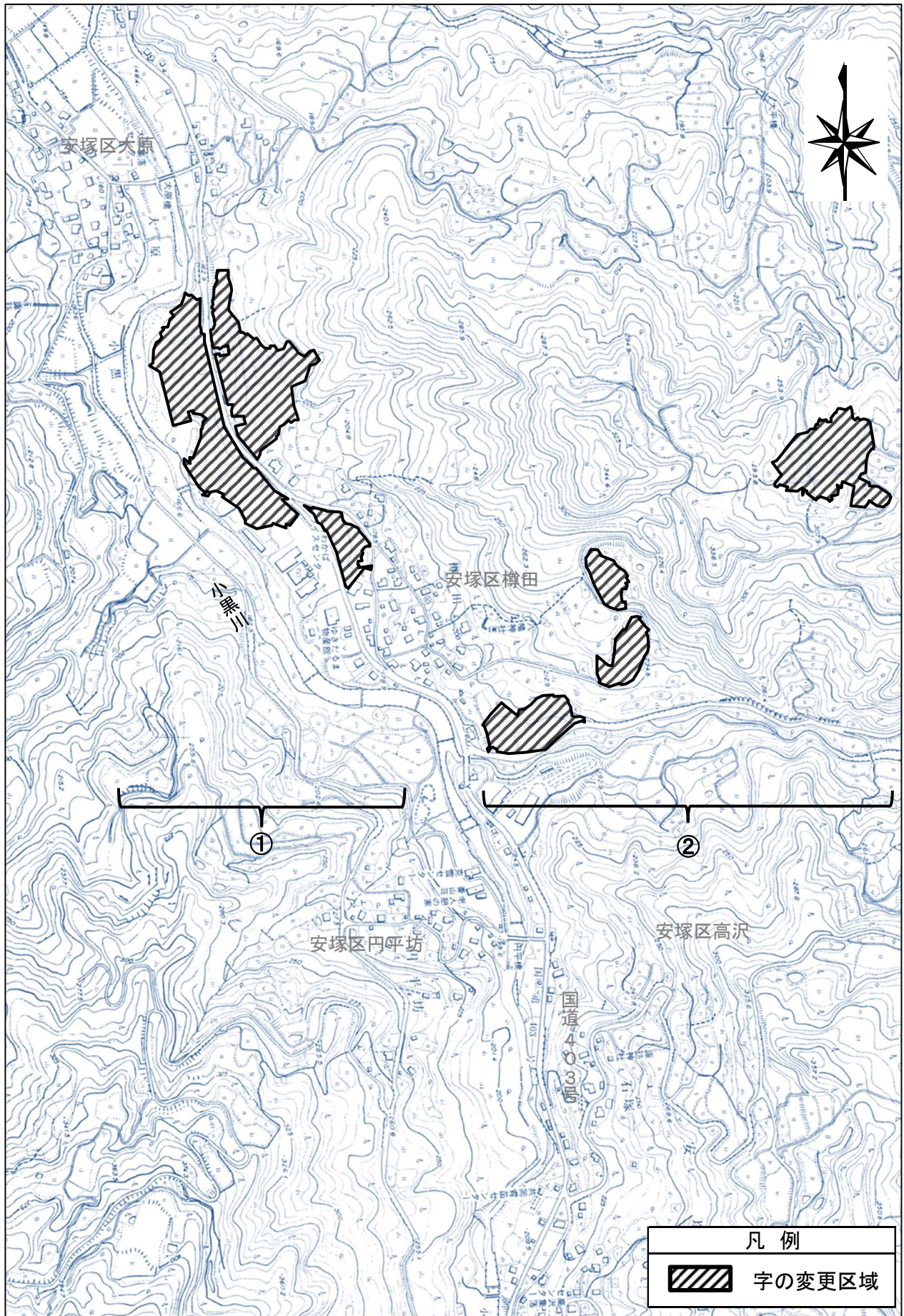
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
樽 田	苦 木	1 2 6 2の乙、1 2 6 3、1 2 6 3の子、 1 2 6 4の1から1 2 6 4の3まで、1 2 6 4の5、 1 2 6 4の6、1 2 6 5の2、1 2 6 6、1 2 6 8の1、 1 2 6 8の2、1 2 6 9から1 2 7 5まで、1 2 7 5の2、 1 2 7 6、1 2 7 7の3、1 2 7 8から1 2 8 0まで、 1 2 8 2、1 3 0 5の2	樽 田	
円平坊	宮ノ下	1 9 3から1 9 5まで、1 9 6の1、1 9 6の3		
高 沢	出 会	1 9 1 4の6、1 9 1 4の9、1 9 1 7の1、1 9 1 8の1、 1 9 1 8の2、1 9 1 9から1 9 2 1まで、 1 9 3 3から1 9 3 9まで		
	蟹 沢	2 0 0 5の1、2 0 0 6の1、2 0 0 7、2 0 0 8の1		
大 原	向 田	1 0 3 1、1 0 3 2		
樽田字北山538、539、540、541の1、541の2に隣接する水路である公有地の全部				

及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和3年10月7日現在の登記簿による。



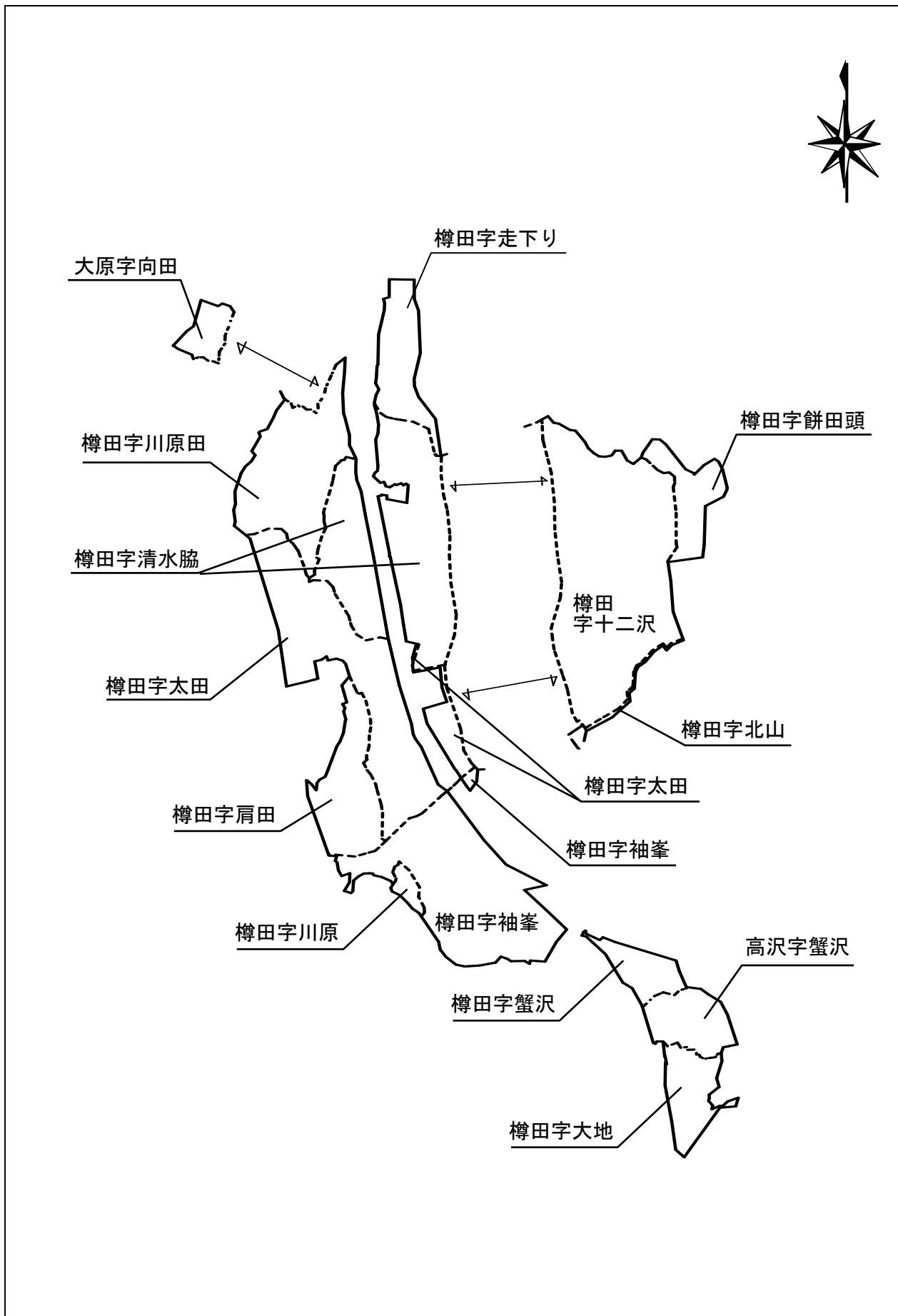
県営農地環境整備事業 樽田地区  
位置図



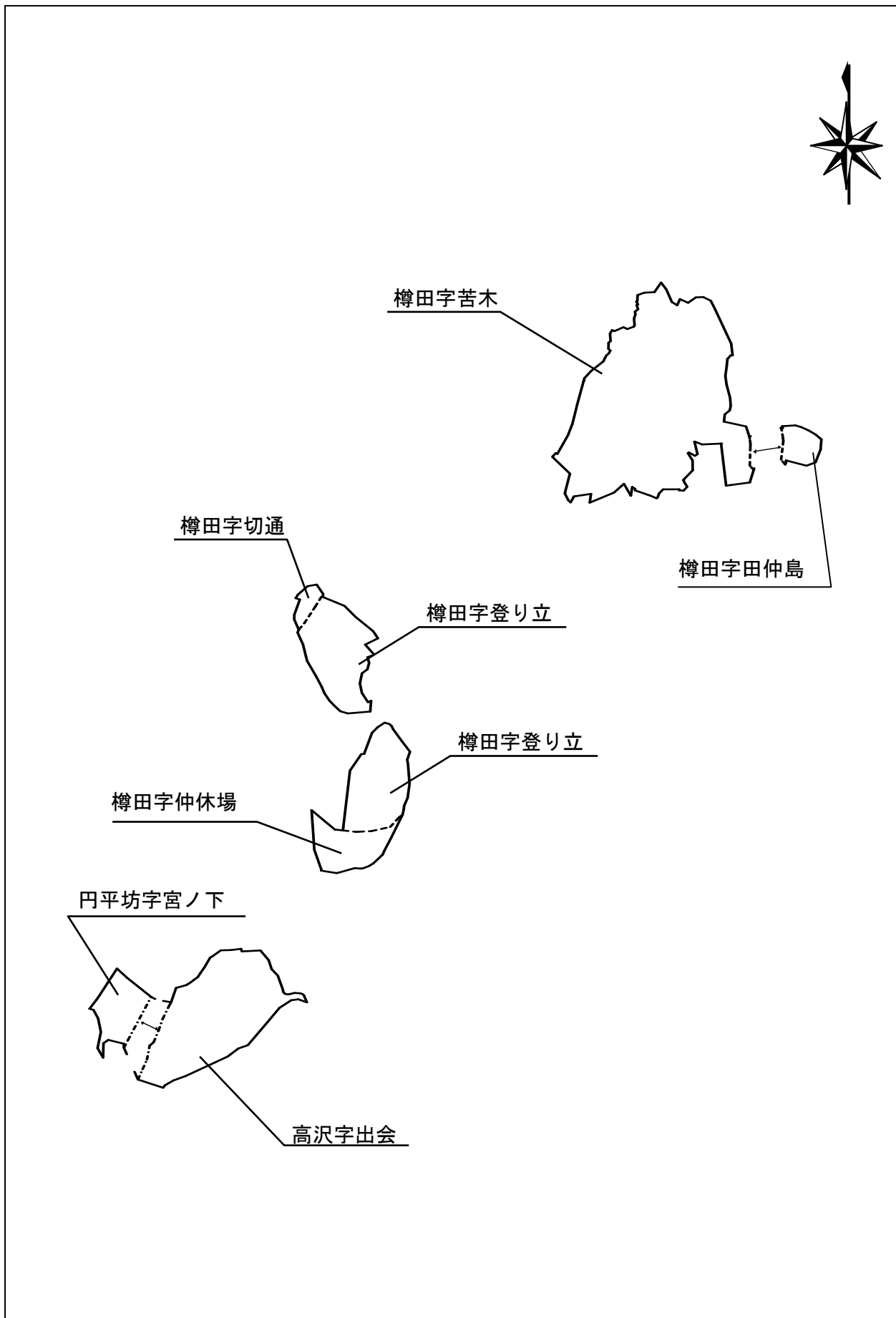


県営農地環境整備事業 樽田地区

字の区域並びに名称変更前図①



県営農地環境整備事業 樽田地区  
字の区域並びに名称変更前図②



県営農地環境整備事業 樽田地区  
字の区域並びに名称変更図

